

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月10日 14時00分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港 本渡港防砂堤灯台から真方位242°190m付近 (概位 北緯32°27.6′ 東経130°12.5′)
事故の概要	プレジャーボートHIROKOⅢは、南西進中、防砂堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年8月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート HIROKOⅢ、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	293-38038熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機カバーに欠損、ドライブシャフト、プロペラシャフト及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高123cm（本渡港）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族8人を乗せ、船首約0.40m、船尾約0.85mの喫水で、本渡港の掘下げ水路に向け、船長が目視により見張り及び船位の確認を行いながら、本渡港防砂堤灯台（以下「本件灯台」という。）を左舷側に見て南西進中、水面下の防砂堤（以下「本件防砂堤」という。）に乗り揚げた。 船長は、本渡港岸壁から北東方に伸びる本件防砂堤が、水面上に見える部分に続いて、水面下に存在することを知らなかった。 船長は、過去約10年間に本事故発生場所付近を5、6回航行した経験があり、これまで、本件灯台の東側を航行していたか、又は、本件灯台の西側を航行していても、潮位が高いときに航行していたかで問題なく航行できていたのではないかと、本事故後に思った。
分析	本船は、本渡港の掘下げ水路に向けて南西進中、船長が、本件防砂堤が水面下に存在することを知らずに本件防砂堤に向かって航行を続けたことから、本件防砂堤に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が本渡港の掘下げ水路に向けて南西進中、船長が、本件防砂堤が水面下に存在することを知らずに本件防砂堤に向かって航行を続けたため、本件防砂堤に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、事前に海図等を用いて航行予定海域の水路調査を行い、同海域の水路状況を十分に把握しておくこと。 |
|--|--|